

関連資料

インクルージョンの推進関連資料

障害児保育の概要

1. 財政支援

1 現状

- ・ 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- ・ 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- ・ 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

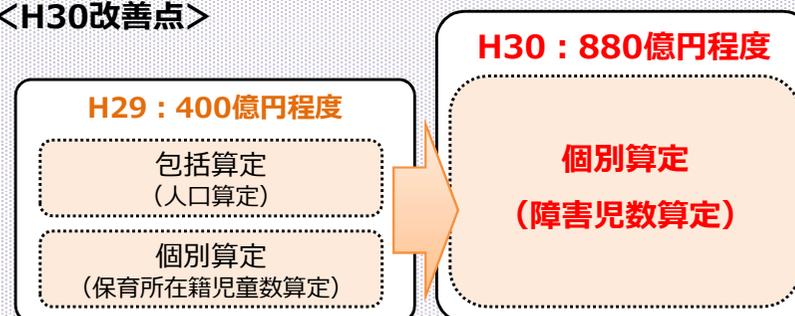
2 平成30年度における改善点

- ・ 保育所における障害児の受入及び保育士の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から880億円程度**に拡充
- ・ 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定方式に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**

<対象の範囲> 平成19年度拡充部分

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				
中度					
軽度					
物件費					

<H30改善点>



2. 現状

1 実施か所数及び受入児童数



2 障害児保育担当職員数 (R2.3.31時点)

単位：人

合計	常勤職員	非常勤職員
45,738	21,124	24,614

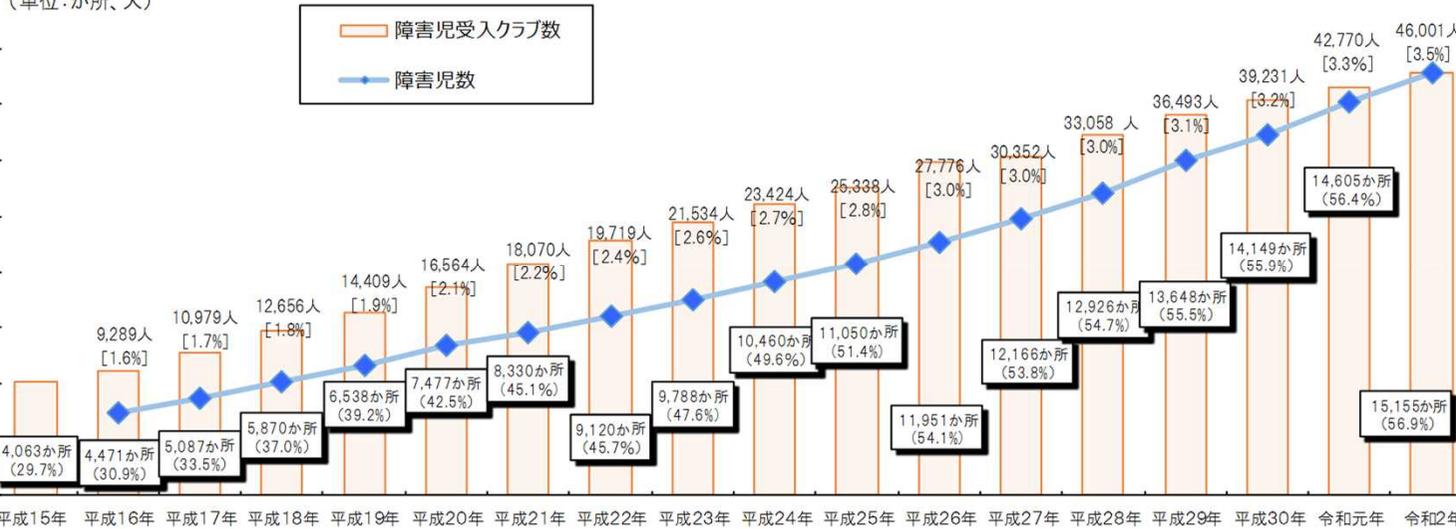
※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ
 ※障害児数には、軽度障害児を含む
 ※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員
 ※非常勤職員は実人数（常勤換算していないもの）

放課後児童クラブにおける障害児の受入れ推進について

【障害児受入れクラブ数及び障害児数の現状及び推移】

- 障害児の受入れクラブ数及び受入れ児童数は、**年々、着実に増加**。※令和2年7月現在 15,155クラブ、46,001人
- 令和2年においては、それぞれの調査開始時と比較して、**障害児受入れクラブ数が約3.7倍・障害児数が約5.0倍に増加**。

(単位:か所、人)



【「障害児」の対象】

○「療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童」とし、市町村には柔軟な対応を求めている。

(注1) 5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在)(厚生労働省調)

(注2) ()内は、全クラブ数に占める割合、
[]内は全登録児童数に占める割合

(注3) クラブ数は平成15年から、
障害児数は平成16年から調査

【障害児の受け入れ推進のための国の補助】

<運営費>

- 放課後児童クラブに対し運営経費に係る補助を実施しているが、障害児を受け入れるクラブには、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、**専門的知識等を有する支援員等を配置するために必要な経費を、上乘せ補助**している。
 - ※ 1支援の単位当たり加算補助額(年額): 1,956千円(令和3年度予算)
- 障害児3人以上の受入れを行う場合については、更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。(質の向上)【障害児受入強化推進事業】
 - ※ 1支援の単位当たり加算補助額(年額): 1,956千円(令和3年度予算)
- 医療的ケア児を受け入れるクラブには、看護職員を配置するために必要な経費の補助を行う。(質の向上)【障害児受入強化推進事業】
 - ※ 1支援の単位当たり加算補助額(年額): 4,029千円(令和3年度予算)
- 障害児を受け入れるために必要な**バリアフリー等の改修経費についても補助**。
 - ※ 補助額: 1,000千円(令和3年度予算)

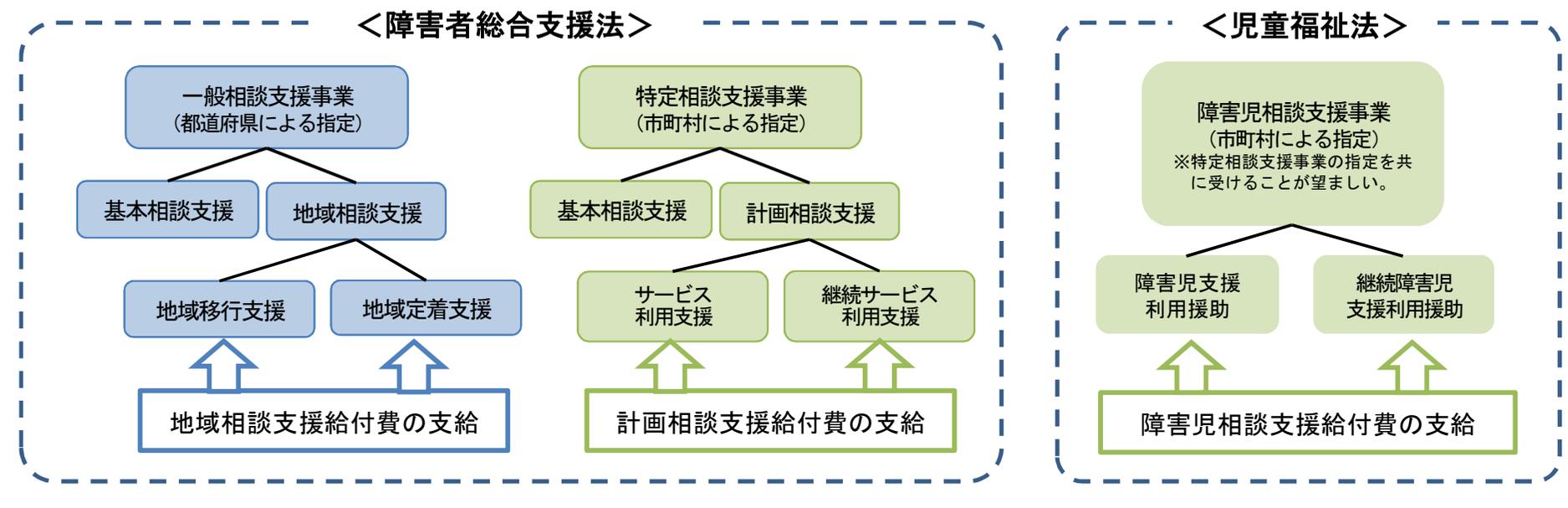
【障害児受入れ推進に係る補助事業の沿革】

- 平成13年度 障害児受入促進試行事業の創設
[障害児を4人以上受け入れるクラブへの加算]
- 平成15年度 人数要件の緩和 [障害児4人以上→2人以上]
- 平成18年度 人数要件の撤廃 [障害児2人以上→1人以上]
- 平成20年度 ・1クラブ当たり加算補助額(年額)の大幅な増
687千円→1,421千円
- 平成27年度 障害児受入強化推進事業の創設
- 平成29年度 ・障害児受入強化推進事業の人数要件の緩和
[障害児5人以上→3人以上]
・医療的ケア児受入のための看護職員の配置

障害児通所支援の給付決定関連資料

障害者総合支援法における相談支援事業の体系

個別給付で提供される相談支援



地域生活支援事業により実施される相談支援

実施主体は市町村

※ 適切な一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者へ委託可能

障害者相談支援事業 (必須事業)

※主に個別給付による相談支援の対象とならない障害者等に対する相談支援を行う（基本相談支援のみを行う場合等）。

地方交付税措置

基幹相談支援センター

※地域の中核的な機関として、総合的・専門的な相談支援を行うと共に、地域の相談支援体制強化の取組等を行う。

地方交付税措置



基幹相談支援センター等
機能強化事業 (補助金)

現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	実施状況等 (相談支援事業実態調査)
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業) ● 地域の相談支援体制強化の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 ※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)	■ 1,741市町村中 650市町村(H30.4) 37% 687市町村(H31.4) 39% 778市町村(R2.4) 45% ※箇所数は946ヶ所(R2.4)
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者への 委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ● 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等 	■ 全部又は一部を委託 1,579市町村(91%) ■ 単独市町村で実施 1,040市町村(60%) ※R2.4時点 ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ 兼務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり	■ 9,623ヶ所(H30.4) 20,418人 10,202ヶ所(H31.4) 22,453人 10,563ヶ所(R2.4)★ 23,729人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,200ヶ所(21%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 ・地域定着支援 	■ 3,397ヶ所(H30.4) 3,377ヶ所(H31.4) 3,551ヶ所(R2.4)

★うち、障害児相談支援の指定を受けている事業所数: 7,463ヶ所(70.9%)

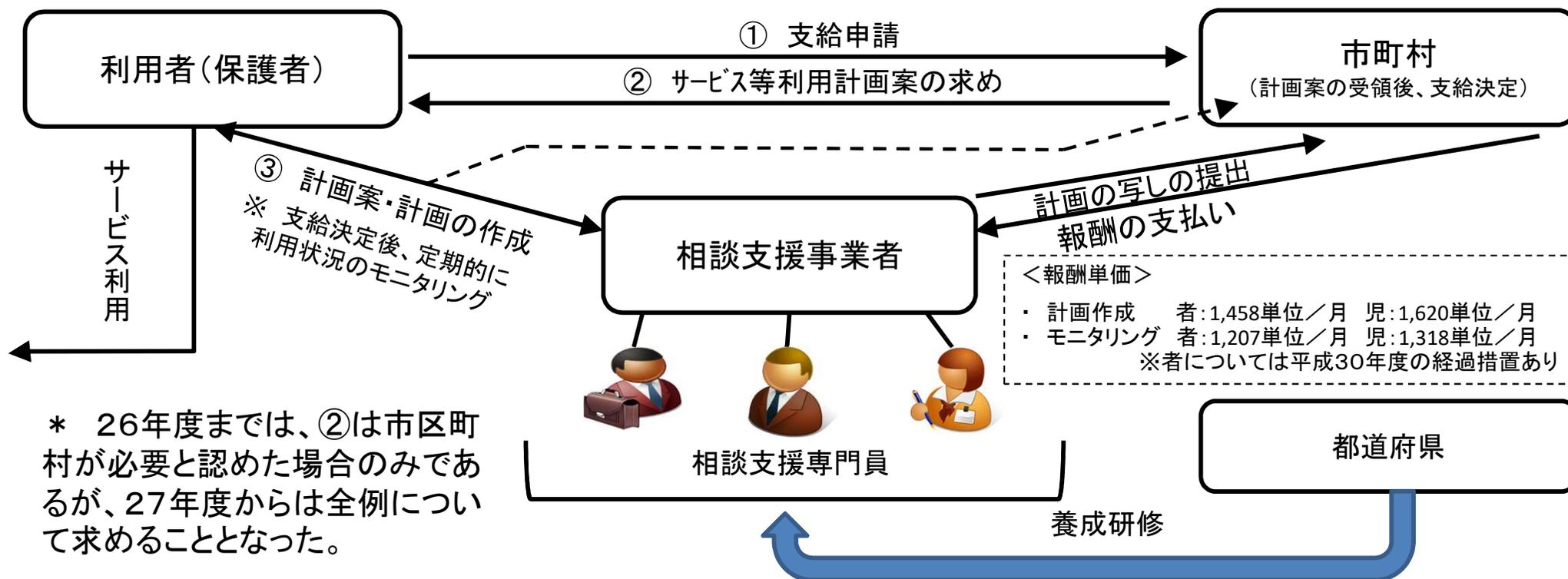
計画相談支援・障害児相談支援のしくみ

○ 障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。（※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」）

※ 平成22年12月成立の「つなぎ法」による関係法令改正の施行（平成24年4月）により、平成27年3月までは経過措置として、市町村が必要と認めた場合に計画を作成することとされていたが、平成27年4月より、全例について計画が必要となった。

※ 各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県が主催する研修の修了を義務づけている。

（利用プロセスのイメージ）



支給決定プロセスについて

サービス等利用計画については、平成27年度からは市町村が支給決定を行うに際し、全ての利用者を対象とする。

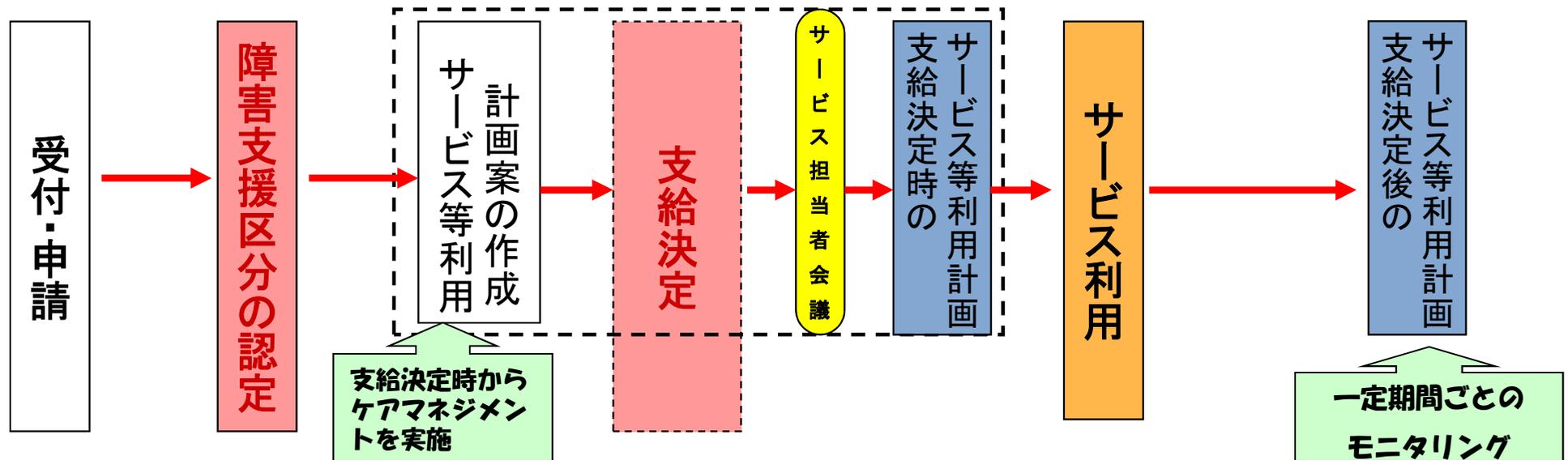
市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

- * 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
- * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

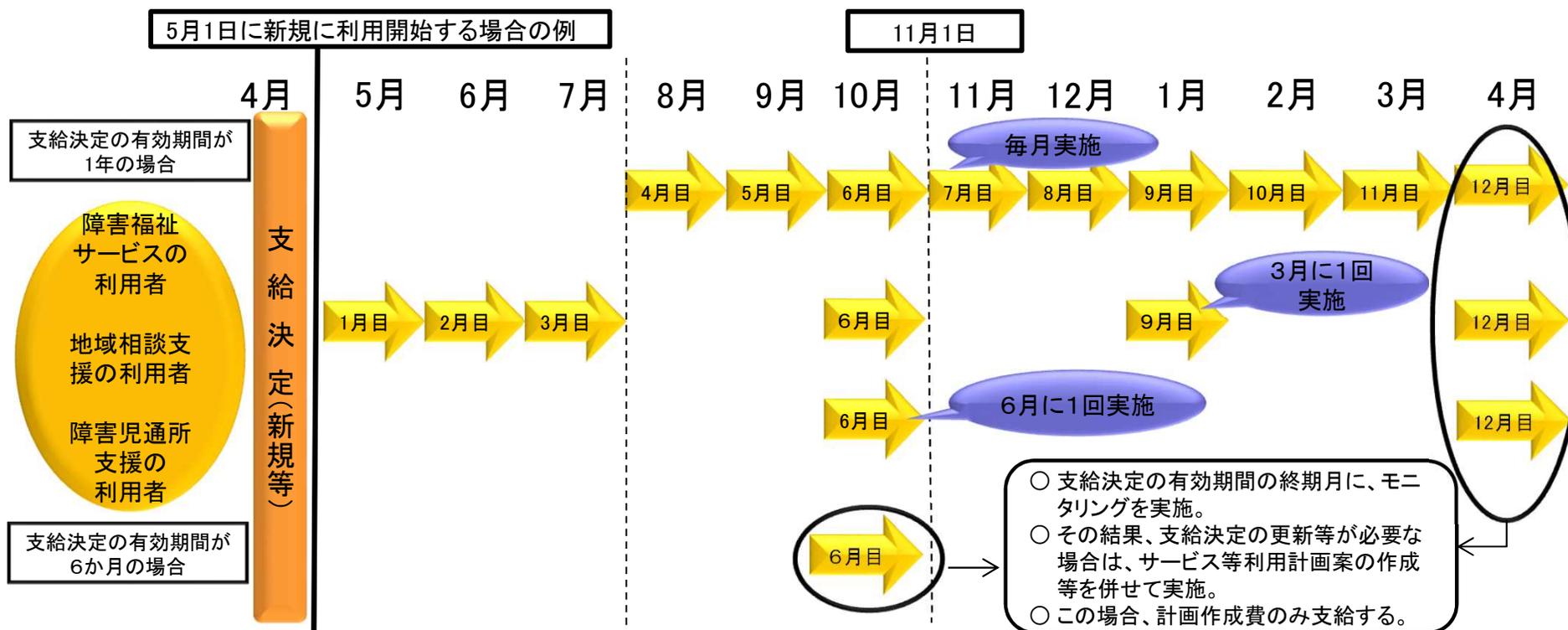
障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。

- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)



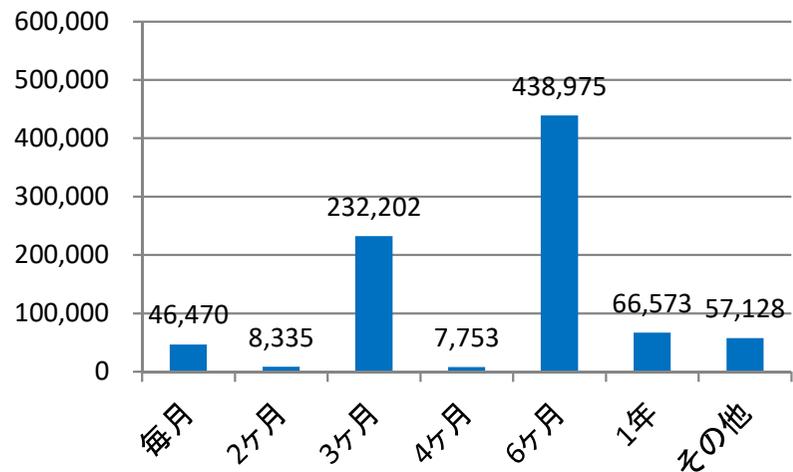
モニタリングの実施標準期間と実施イメージ

対象者	期間
①新規又は支給決定の内容に著しい変更があった者	1月間 ※利用開始から3月のみ
②集中的な支援が必要な者	1月間
③就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助の利用者	3月間
④居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練の利用者	3月間
⑤生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中支援型を除く)、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援の利用者	6月間 ※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間
⑥障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援の利用者	6月間

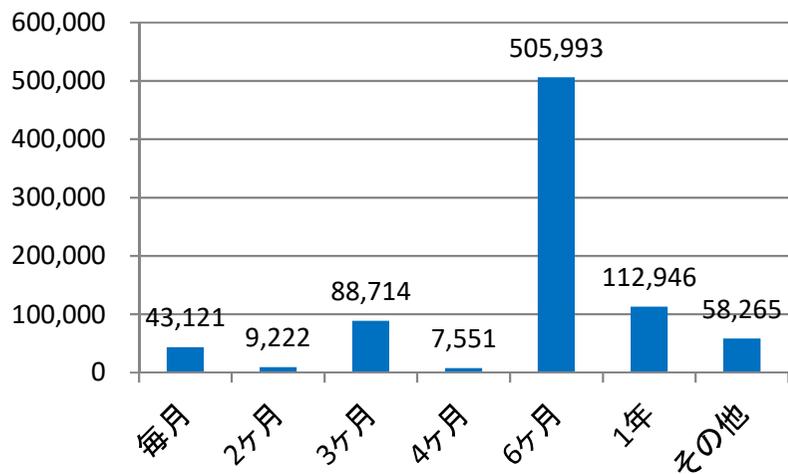


計画相談支援 モニタリング頻度（実数）（R2.3：厚生労働省調べ）

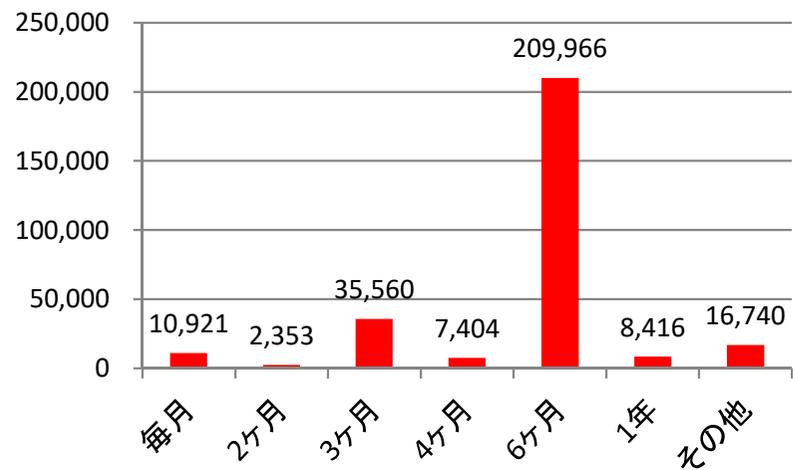
○ 計画相談支援におけるモニタリング頻度



(参考) 前年同月



○ 障害児相談支援におけるモニタリング頻度



(参考) 前年同月

